

佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに交付する。

平成28年8月12日

佐川町長 堀見和道

佐川町規則第16号

佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例（平成28年佐川町条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、佐川町お試し滞在施設（以下「施設」という。）の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 条例第6条に規定する使用料の納入については、条例第6条第2項の使用許可の通知を受けた日から利用開始日までに、前納しなければならない。

2 使用料には、施設及び備品の使用料、電気料、水道料及び合併処理浄化槽の管理に係る費用を含むものとする。ただし、飲食費並びに洗面具及び衛生用品等の日常消耗品、その他施設に備えていない物品に関しては、使用者の負担とする。

(使用申請及び使用決定通知)

第3条 条例第5条第1項に規定する使用の申請は、佐川町お試し滞在施設使用申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項に規定する使用許可の決定は、佐川町お試し滞在施設使用許可決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(修繕の費用の負担)

第4条 施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項の規定による修繕の必要が使用者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該使用者は、町長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例第6条第1項に規定する使用料を納めた後に、町長の指定する者(以下「職員等」という。)から当該施設の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。
- (2) 鍵を紛失したときは、速やかに職員等にその旨を報告しなければならない。
- (3) 火気の取扱いに注意し、備付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 使用期間が満了したときは、施設を現状に復し、直ちに職員等に当該施設の鍵を返却すること。
- (6) その他、施設の使用に関し職員等の指示に従うこと。

(行為の制限)

第6条 使用者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬や猫等のペットを飼育すること。
- (2) 室内で喫煙すること。
- (3) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (10) 施設を模様替えし、又は増築すること。
- (11) その他施設の使用にふさわしくない行為

(決定の取消)

第7条 町長は、使用者に前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、又は当該施設が暴力団の活動に利用されると認めたときは、第3条2項の使用許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用許可を取り消したときは、佐川町お試し滞在施設使用許可取消

通知書（別記様式第3号）により、使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により取消通知を受けた使用者は、速やかに当該施設を明け渡さなければならない。

（特別な設備又は特殊物品の搬入）

第8条 使用者が、施設の使用に当たって、特別な設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

（検査等）

第9条 使用者が使用期間の満了又は使用途中の退去を行う場合は、当該退去日までに職員等の検査を受けなければならない。

（事故免責）

第10条 施設又は施設周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月15日から施行する。

佐川町お試し滞在施設使用許可申請書

年 月 日

佐川町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

佐川町お試し滞在施設を使用したいので、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例施行規則第3条1項の規定により、次のとおり申請します。

使用に当たっては、同規則の定めに従い適正に使用することを約束します。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)			
使用者の氏名	住所	申請者との続柄	性別	生年月日
	〒	本人	男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
移住希望の内容 (現在の生活状況、移住の動機、移住時期の予定等を詳細に記載してください。)				

※使用者全員の身分証明書 (免許証等) の写しを添付してください。

※条件：佐川町暴力団排除条例 (平成23年佐川町条例第38号) 第2条第2号の規定により、暴力団の活動に利用されると認められた場合は許可できません。

佐川町お試し滞在施設使用許可決定通知書

様

佐川町長

年 月 日付けの佐川町お試し滞在施設使用許可申請について、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例施行規則第3条2項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用に当たっては、同規則の定めに従い適正に使用してください。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）			
使用者の氏名	住所	申請者との続柄	性別	生年月日
	〒	本人	男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日
	〒		男女	M・T・S・H 年 月 日

※条件：佐川町暴力団排除条例（平成23年佐川町条例第38号）第2条第2号の規定により、暴力団の活動に利用されると認められた場合は、当該使用許可の決定を取り消します。

佐川町お試し滞在施設使用許可取消通知書

年 月 日

様

佐川町長

佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例施行規則第7条2項の規定により、次のとおり佐川町お試し滞在施設の使用許可を取り消すので通知します。

記

理由
取り消しによる使用期日 年 月 日まで